

「4月3日付け被災者支援チーム医療班からの原子力安全委員会への照会に対する回答」
に関する経緯について

平成24年2月21日
原子力安全委員会事務局

平成23年4月3日に原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームに回答した「4月3日付け被災者支援チーム医療班からの原子力安全委員会への照会に対する回答」に関する経緯は、以下のとおりである。

- 平成23年3月29日に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、小児甲状腺被ばくの調査に関して、
『追跡調査などの措置を講ずる必要もないものと考えられますが、貴委員会より助言を伺いたく照会します。』
との照会があった。
(添付資料1 1 / 2 ページ)
- 平成23年3月30日に、原子力安全委員会における本件の担当者が、原子力安全委員会事務局内にて『甲状腺モニターにより測定することをお勧めします』とした技術的助言の案文を作成した（未発出）。
同案文の内容について、当該担当者より原子力災害現地対策本部に対して、電話にて連絡していた。
(添付資料2 1 / 1 ページ)
- 平成23年3月31日に、原子力安全委員会より、原子力災害対策本部に対して、小児甲状腺被ばく線量調査に関するQ&Aについて、回答した。
(添付資料3 2 / 2 ページ)
- 平成23年4月1日3時40分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、「官房長官レク資料 福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について」との件名にて、意見照会があった。
この意見照会の資料においては、
『原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの』

とされた上で、

- 『・甲状腺モニターは相当の重量物（約 230kg）であり、その移動が困難であること。
- ・甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地（放射線のバックグラウンドが低い）を現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- ・このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を与えるおそれがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。』

とされていた。

（添付資料4 2 / 3 ページ）

- 平成 23 年 4 月 1 日 9 時 6 分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、甲状腺モニターの重量について 230kg から 1 t と修正された「官房長官レク資料 福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について」が送付された。

（添付資料5 2 / 2 ページ）

- 平成 23 年 4 月 1 日 10 時 10 分に、原子力安全委員会より、原子力災害対策本部に対して、回答を発出。

回答においては、

『しかしながら（中略）追跡調査を実施する必要はないと考えられる。』

とした部分の文章を削除し、

『しかしながら、現在、3 月 28 日から 30 日にかけて実施した川俣町、飯舘村の調査結果も含めた小児の甲状腺等価線量の評価を行っており、その評価結果を待って、総合的に判断することが必要と考える。』

と修正すべきとした。

（添付資料6 1 / 2、2 / 2 ページ）

- 平成 23 年 4 月 1 日 11 時 4 分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、

『このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安・言われなき差別を与えるおそれがあること。』

『追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる（（独）放射線医学総合研究所の米倉理事長他の見解）。』

等の記述について修正された「福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について」が送付された。

（添付資料7 1 / 1 ページ）

- 平成 23 年 4 月 1 日 22 時 40 分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、原子力安全委員会から 4 月 1 日 10 時 10 分に送付した回答に対する文部科学省からの修正意見が送付された。
(添付資料 8 1 / 1 ページ)
- 平成 23 年 4 月 3 日 13 時 25 分に、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム医療班より、原子力安全委員会に対して、
『追加的調査を実施しなければならないのではないかとの指摘を受ける可能性がある。本件について指摘を受けた場合、対外的に説明する際には（中略）追跡調査を実施しなくとも問題はないと考えられる。』と回答することとしたいが問題無いか。』との意見照会があった。
(添付資料 9 1 / 1 ページ)
- 平成 23 年 4 月 3 日 14 時 36 分に、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム医療班より、原子力安全委員会に対して、「問」と「答」の形式に修正された 13 時 25 分と同様の意見照会があった。
(添付資料 10 1 / 1 ページ)
- 平成 23 年 4 月 3 日 18 時 39 分に、原子力安全委員会より、原子力災害対策本部に対して、回答を発出。
回答においては、
『直ちに追跡調査を実施する必要はないが、福島第一原子力発電所の今後の状況を見つつ、最終的な追跡調査の実施の有無について判断することが望ましい。』とした。
(添付資料 11 2 / 2 ページ)

以上

18:59 (2)

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について

原子力安全委員会
緊急技術助言組織 殿平成23年8月29日
ERC 医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった2名の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、30mSv台の値が出ました。

しかし、この等価線量は、安定ヨウ素剤を投与する水準に照らしても相当低く、ヨウ素剤の服用と副作用も考慮すれば直ちに対応すべきものではなく、また、過去の行動の洗い出しや、追跡調査などの措置を講ずる必要もないものと考えられますが、貴委員会より助言を伺いたく照会します。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果についての解析結果

2011年3月28日
放射線医学総合研究所

3月26日、27日にいわき市保健所において実施された小児（0歳から14歳までの187名）の調査結果について、解析を行った。その結果、126名については検出限界以下であった。ECGの変動値から見て統計的に有意だと判断されたのは11名であり、その中から正味値が大きかった2名について、予測される甲状腺等価線量を推定した。推定された甲状腺等価線量は、35mSvと37mSvであった。

測定日	No.	年齢才	変動値 μ Sv/h	正味値 μ Sv/h	甲状腺等価線量mSv
3月26日			0.27	0.10	35
3月27日			0.24	0.07	37

※：調査中のECG測定回数に3倍検出限界を超える場合を有意とする。

3月26日：0.21 μ Sv/h (=0.166+0.0173 \times 3) μ Sv/h

3月27日：0.23 μ Sv/h (=0.167+0.0207 \times 3) μ Sv/h

※※：3月12日から測定日の前日（3月25日あるいは26日）まで連続的に14日間あたりは14日間によって定期的に吸入摂取していたと仮定した甲状腺等価線量である。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について (案)

平成 23 年 3 月 30 日
原子力安全委員会
緊急技術助言組織

- 3 月 26 日及び 27 日に、いわき市保健所が小児 (0 歳から 14 歳までの 137 名) に対し、甲状腺被ばく線量の測定を実施しました。
- その結果、137 名全員については、甲状腺に関して原子力安全委員会が示すスクリーニングレベル ($0.2 \mu\text{Sv/h}$) を超える放射性ヨウ素の増加は認められませんでした。
- しかしながら、甲状腺等価線量として 30mSv を超えた 3 名 (3/26 ■■■■ 3/27 ■■■■) については、より正確な線量を求めるために甲状腺モニターにより測定することをお勧めします。

以上



原子力安全委員会事務局審査指針課

100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館6階

TEL 03-3581-9985 FAX [REDACTED]

ホームページ <http://www.nsc.go.jp/>

F A X 送付状

送付先: ERC原簿ガス井上和久様

(送信先FAX番号: [REDACTED])

発信元: 内閣府 原子力安全委員会事務局 審査指針課

舟橋

発信日: 平成 33 年 3 月 31 日 送付枚数: 1 枚 (本紙含まず)

件名: 小見甲林野のばく(稜量調査Q&A)

メモ:

審査課山田様へ QA答えの通知
可。

小児甲状腺被ばく線量調査に関するQ & A

平成23年3月31日 20:00

原子力安全委員会

緊急技術助言組織

ERC医療班より確認依頼のありました、「小児甲状腺被ばく線量調査に関するQ & A」の件について、以下の通り回答いたします。

問1：どのような目的で行っているのか。

答：福島第一原子力発電所から30km圏外で、SPEEDIの推計により被ばく線量が高い可能性があると評価されたエリアにおいて、甲状腺発がんリスクの高いとされる乳幼児を含む小児の甲状腺被ばくの実態を調べるために実施する。

問2：どこが行っているのか。

答：政府現地対策本部（オフサイトセンター）医療班が、原子力安全委員会の助言を参考に、福島県に協力を得て実施している。

問3：大人については調査をする必要はあるのか。

上記の通り、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺発がんリスクが高い小児を対象にすることで被ばく状況を把握できるため、大人に対しては調査を行う必要はない。

以上

FAX送信票

〒100-0001 東京都千代田区千代田

〒100-0001 東京都千代田区千代田

宛先

FAX番号 :

送信者

ERC医療社

川村 香純

FAX

件名

自費自己検診
「検査結果」における「尿中尿糖値」の検査結果について

通信欄

お世話になっております。

有御が店の依頼を受けて、件名の資料を作成いたしました。

本日(4/10)午前中に送付する必要があります。

短時間で誠に申し訳ありませんが、08:00までに事務局をいただければ幸いです。

件名までのご回答がない場合は、事務局が代行の扱いで取り扱えと
とせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について
(案)

平成23年 4月 日
原子力災害対策本部事務局
ERC医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、80mSv台の値が出た。

※：当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定値を用いて算定し直した結果、80mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約230kg)であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を与えるおそれがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、上述の正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2\mu\text{Sv}$ よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(80mSv台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる。

部外秘

(参考資料) 福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果についての解析結果

2011年3月30日
原子力安全委員会助言委員
山田 裕司

3月26日、27日にいわき市保健所において実施された小児（0歳から14歳までの137名）の調査結果について、解析を行った。現地のBG測定状況を確認したところ、測定場所の空間BG測定値ではなく、被検者の着衣表面のBG測定値であることが判明した。従って、従来は平均BG値を用いるのではなく、個別のBG値を用いて正味値を算定し直した。前回の算定方法にて有意と判定された11名についての評価結果を以下の表に示す。

測定日	No	年齢 才	実測値 $\mu\text{Sv/h}$	従来（平均BG使用）		今回（個別BG使用）	
				正味値 $\mu\text{Sv/h}$	甲状腺等価 線量 mSv	正味値 $\mu\text{Sv/h}$	甲状腺等価 線量 mSv
3月26日			0.22	0.05	19	0.04	7.1
			0.22	0.05	6	0.04	5
			0.22	0.05	19	0.04	7.1
			0.27	0.10	35	0.10	35
			0.23	0.06	22	0.06	21
3月27日			0.22	0.05	6	0.05	8.9
			0.22	0.05	19	0.05	17
			0.24	0.07	43	0.04	25
			0.23	0.06	37	0.03	18
			0.23	0.06	22	0.02	7.2
			0.23	0.06	22	0.02	7.2

評価し直した結果、全体としては線量が低くなる方向になった。最大値を示した3月27日 [] は、43mSvから25mSvに下がった。3月26日の最大値を示した [] は、35mSvが変わらず、新評価方式での最大値となった。

以上

9:06 OFC 1118
8:38
2番房

FAX送信票

送信元 株式会社EBC

送信先 株式会社EBC

宛先

〒100-0001 東京都千代田区千代田
FAX番号: [REDACTED]

送信音

ERC 5分
1118
[REDACTED]

料金

送付料 100円
消費税 10円
合計 110円

通信欄

送信内容
本日の取引状況についてお知らせいたします。
詳細は添付の資料をご覧ください。
お問い合わせ先: 03-0000-0000
EBC株式会社 営業部 〇〇〇〇

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について
(案)

平成28年 4月 日
原子力災害対策本部事務局
ERC 医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、30mSv 台の値が出た。

※ 当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定値を用いて算定し直した結果、30mSv 以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約230kg)であり、その移動が困難であること。
約17
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を与えるおそれがあること。

この理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、上述の正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2\mu\text{Sv}$ よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv 台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について（回答）

10 = 10

平成23年4月1日
原子力安全委員会
緊急技術助言組織

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について（案）に対して、以下の修正をお願いします。

「しかしながら、・・・」を以下に修正。

修正文

しかしながら、現在、3月28日から30日にかけて実施した川俣町、飯館村の調査結果も含めた小児の甲状腺等価線量の評価を行っており、その評価結果を待って、総合的に判断することが必要と考える。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について
(案)

平成23年 4月 日
原子力災害対策本部事務局
ERC医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、80mSv台の値が出た。

※ 当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定値を用いて算定し直した結果、80mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約230kg)であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を与えるおそれがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、上述の正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2\mu\text{Sv}$ よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(80mSv台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について

(案)

11:04後

小児被ばく、甲状腺がん前中に確認

平成23年4月1日

原子力災害対策本部事務局

ERC 医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、30mSv台の値が出た。

※ 当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定値を用いて算定し直した結果、30mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約1トン)であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安・言われなき差別を与えるおそれがあること。

どの理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、甲状腺調査は3月24から30日までの期間で都合5日行ったが、いずれも正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2\mu\text{Sv}$ よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる((独)放射線医学総合研究所の米倉理事長他の見解)。

EOC区画の修正

4/1/24
12-49

EOC区画 → EOC区画修正

2017.03.27/28
- 修正

EOC区画における小規模甲伏区画はくの間接結果について (修正)

平成23年4月1日
原子力安全委員会
緊急技術助言組織

EOC区画における小規模甲伏区画はくの間接結果について (修正) について、以下の修正をお願いします。

1) 以下から、1) を以下に修正

EOC

~~現在、3月28日から30日にかけて実施した川俣町、飯塚町の調査結果も含めた小規模の甲伏区画調査の結果の評価を行っており、その評価結果に基づき、甲伏区画を中止することはありません。~~

EOC区画 ← EOC区画修正



原簿から上記の修正項目が削除された確定版を作成

原簿の修正後に対する EOC の修正

ERC 1325 (4/2)

原子力安全委員会への照会

平成23年⁴3月3日
被災者支援チーム医療班

平成23年3月26日(土)～27日(日)にいわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばく調査結果については、「原子力安全委員会が示しているスクリーニングレベルを超える者は認められない。」と発表しているところである。しかし、放射性ヨウ素の半減期(約8日)を考慮した場合、放射性物質を吸入後、スクリーニング検査までの時間が長時間となるにつれて、同一の測定結果であったとしても、甲状腺の等価線量は高くなる。従って、スクリーニングレベルについては、単一の測定値ではなく、実施日毎に異なる値を設定しなければならず、今回のように単一の基準を用いている場合には、実際には問題となる被ばくを受けた者が存在し、追加的調査を実施しなければならないのではないかとの指摘を受ける可能性がある。

本件について指摘を受けた場合、対外的に説明する際には、放射性ヨウ素の半減期を考慮した上で等価線量を計算したとしても問題となる値を示した者はいなかったことを説明する必要がある、「甲状腺調査は3月24日から30日までの期間で都合5日行ったが、いずれも正味値は、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2 \mu\text{Sv/hr}$ よりも低い値であり、また、甲状腺等価線量の推定値(30 mSv 台)は、安定ヨウ素剤を服用する水準(予測線量100 mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくとも問題はないと考えられる。」と回答することとしたいが問題ないか。

ERC 井上さんより 17:30

宮田さんの方で
即には本件に係る
質問があったとのこと
早目に回答いただきたい
との要望があった。

~~本回答~~ 本回答で問題日(カ)
(ERC 1436 4/3)

確認とあわせしす。

原子力安全委員会への照会

平成23年3月3日

被災者支援チーム医療班

問 平成23年3月26日(土)～27日(日)にいわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばく調査結果については、「原子力安全委員会が示しているスクリーニングレベルを超える者は認められない。」と発表しているところである。しかし、放射性ヨウ素の半減期(約8日)を考慮した場合、放射性物質を吸入後、スクリーニング検査までの時間が長時間となるにつれて、同一の測定結果であったとしても、甲状腺の等価線量は高くなる。従って、スクリーニングレベルについては、単一の測定値ではなく、実施日毎に異なる値を設定しなければならず、今回のように単一の基準を用いている場合には、実際には問題となる被ばくを受けた者が存在し、追加的調査を実施しなければならないのではないか。

答 甲状腺調査は3月24日から30日までの期間で都合5日行ったが、いずれも正味値は、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2 \mu\text{Sv/hr}$ よりも低い値であり、また、放射性ヨウ素の半減期を考慮した甲状腺等価線量の推定値(30 mSv 台)は、安定ヨウ素剤を服用する水準(予測線量1.00 mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくとも問題はないと考えられる。

H₂4/6

（A）送付済



F A X 送 信 票

千代田区霞が関3-1-1
 中央合同庁舎第4号館（6階）
 TEL [REDACTED] (直通)
 FAX [REDACTED]

送信先	ERC 厚木総合センター 井上様	送信元	内閣府原子力安全委員会事務局 管理環境課 連調班 舟橋
FAX 番号	[REDACTED]	送付枚数	2 枚 (本紙を含む)
電話番号		日付	平成23年4月3日
件名	4/3付核燃料交換作業に係る医療班の防護への照会回答		

至急! ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご回覧ください

(連絡事項) 厚木班の管理者より、
 久住原子力安全委員の了解が得られ、
 という旨の回答。という事です。

被災者支援チーム医療班

平成 23 年 4 月 3 日
原安委医療班

4月3日付け被災者支援チーム医療班からの原子力安全委員会への照会に対する回答は以下のとおり、修正願います。

答

3月26日から30日まで、屋内退避地域近傍で SPEEDI から小児甲状腺の被ばく量が高いと推定される地域である福島第一原子力発電所から南西部のいわき市、北西部の川俣町、飯館村の小児0歳から15歳までの1080人について、シンチレーションサーベイメーターを用いた簡易的な甲状腺を中心とした線量測定を実施した。

その結果、1080人については、甲状腺における原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2\mu\text{Sv/h}$ を超える線量は認められなかった。

この調査結果を踏まえると、直ちに追跡調査を実施する必要はないが、福島第一原子力発電所の今後の状況を見つつ、最終的な追跡調査の実施の有無について判断することが望ましい。